

はじめに

障がい者制度改革推進会議(以下,推進会議)の分析

⇒障害者政策の現状と課題を明らかにする。

I 推進会議の経緯

(1)推進会議の開催

①50年ぶりの政権交代

2009年8月30日衆議院選挙 自民党⇒民主党・・・政権交代

民主党マニフェストにおいて障害者自立支援法(以下:自立支援法)廃止を明言

②自立支援法訴訟の基本合意書

2010年1月7日、政権交代がなされたことにより訴訟原告団・弁護団と国(厚生労働省)との間にとり結ばれた。→障害者の参画について言及

③推進本部の設置

2009年12月8日、基本合意書を基に閣議決定により設置。総理大臣を本部長にしてその他の大臣を構成員としている。

⇒推進会議の設置(2010年1月12日第1回会議開催)

※従来の政策決定過程との違い

「障害者が意見を述べる制度設計はまったくなされていなかった」(長瀬, 2011)⇔「Noting about us without us」

構成員24名→障害者11名(オブザーバー2名→障害者1名)

事務局にも内閣府推進会議担当室長をはじめ、複数の障害者運動のリーダーが担当室職員に就任

(2)第一次意見(推進会議にて2010年6月7日決定 6月29日閣議決定)

障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)

・1月から6月まで14回の推進会議の審議を経て作成。

・117項目の論点を議論。・関係団体や省庁からのヒアリング

⇒障害者制度改革の基本的な方針

○上程予定

・2010年秋から冬→第二次意見。・第二次意見を基に2011年の常会→障害者基本法(以下:基本法)の抜本改正。・2012年通常国会→総合福祉。・2013年→差別禁止法

(3)第二次意見(推進会議にて2010年12月17日決定)

第2次意見の主要部分「I 障害者基本法の改正について」

→4つに分化→30項目に細分化⇒議論が多岐にわたる。

内容についても踏み込んだもの(尾上,2011)となっている。

II 基本法一部改正について

(1)第二次意見と「実施・検討に当たっての留意点」

・厚生労働省(総合福祉法を管轄)→サービス法に対する縛りとも受け取れる意見

・文部科学省(障害児教育を管轄)→推進会議の原則分離別学という現状認識を否定する意見

(2)第二次意見と改正基本法

①障害の定義

第二次意見:社会モデル→「周期的」「断続的」を加える

改正基本法:加えられず

障害者団体:「周期的」「断続的」の追加

②教育

第二次意見:インクルーシブ教育が明記されている

改正基本法:「可能な限り」障害のあるなしに関わらず共に教育

障害者団体:「可能な限り」の削除 インクルーシブ教育の明記

③地域生活

第二次意見:権利に基づく地域生活

改正基本法:「可能な限り」の地域生活

障害者団体:「可能な限り」の削除

(3)「可能な限り」の多用について

「可能な限り」6カ所「負担が過重でないとき」2カ所

→上記の他に差別禁止、医療、福祉サービス、合理的配慮⇒理念法にも拘らず、権利性が薄まる

III なぜ、第二次意見は改正基本法に反映されなかったのか?

(1)障害者政策の動向—権利という観点から

理想=推進会議の方針

基本法のポイント=「保護の客体から権利の主体へ」(尾上 2010)⇒障害者政策の基本に権利をおいている。

現実=政治の流れ

95年勧告(社会保障制度審議会,1995)+社会福祉基礎構造改革=税の分配による権利としての社会保障・福祉から、共助と連帯の社会保障・福祉へ転換⇒福祉の切り捨て進向

「障害者基本法改正案は、障がい者の権利保障の観点が極めて不十分であり、国際水準に達するものではありません。『可能な限り』を挿入して、権利生を留保する記述が繰り返し出てきます。これでは政府が遵守すべき義務が不明確です。」(社会民主党、基本法の改正に関する要請)

(2)障害者政策の現状—社会保障・税一体改革成案(以下:成案)

推進会議における議論と並行した成案の議論

問題点①累進制の低い消費税を社会保障目的税とすること

②負担は高く、サービスは減じること

⇒この30年間の障害者が培ってきたものが総崩れをおこす

特徴:

①大きく障害者政策を取り込んでいる

工程表—2012年通常国会に「推進会議の議論を経て、障害者総合福祉法上程」が明記

②介護に関して成案は、3%削減の数値目標をかかげている

⇒障害者の介護もこの中に含まれている。

→福祉部会の素案に示された「個々人の生活にあったサービス」とはかけ離れた、いっそう制限されたサービスしか受けられない

→自立生活運動が自治体との粘り強い交渉の結果得てきたものを奪う可能性も

③サービスに対する自己負担が書かれる

→世代間、世代内を問わず「負担と給付のバランス」が言われる。

上述の政治的变化の中で、第二次意見は無視されていったと言える。

結語

障害者にとって悪い流れ

=障害者の生活が悪い方向に向かっているということ

⇒変えるにはより良い総合福祉法の制定が必要である。

障害者政策論を考えていく必要がある

〈参考文献・参考資料〉

松井彰彦・川島聡・長瀬修, 2011, 『障害を問い直す』東洋経済新報社。

障がい者制度改革推進会議, 2010, 『障害者制度改革の推進のための第二次意見』。

尾上浩二, 2010, 「こじ開けよう!歴史の扉—障がい者制度改革推進会議が発足」, 季刊福祉労働126。